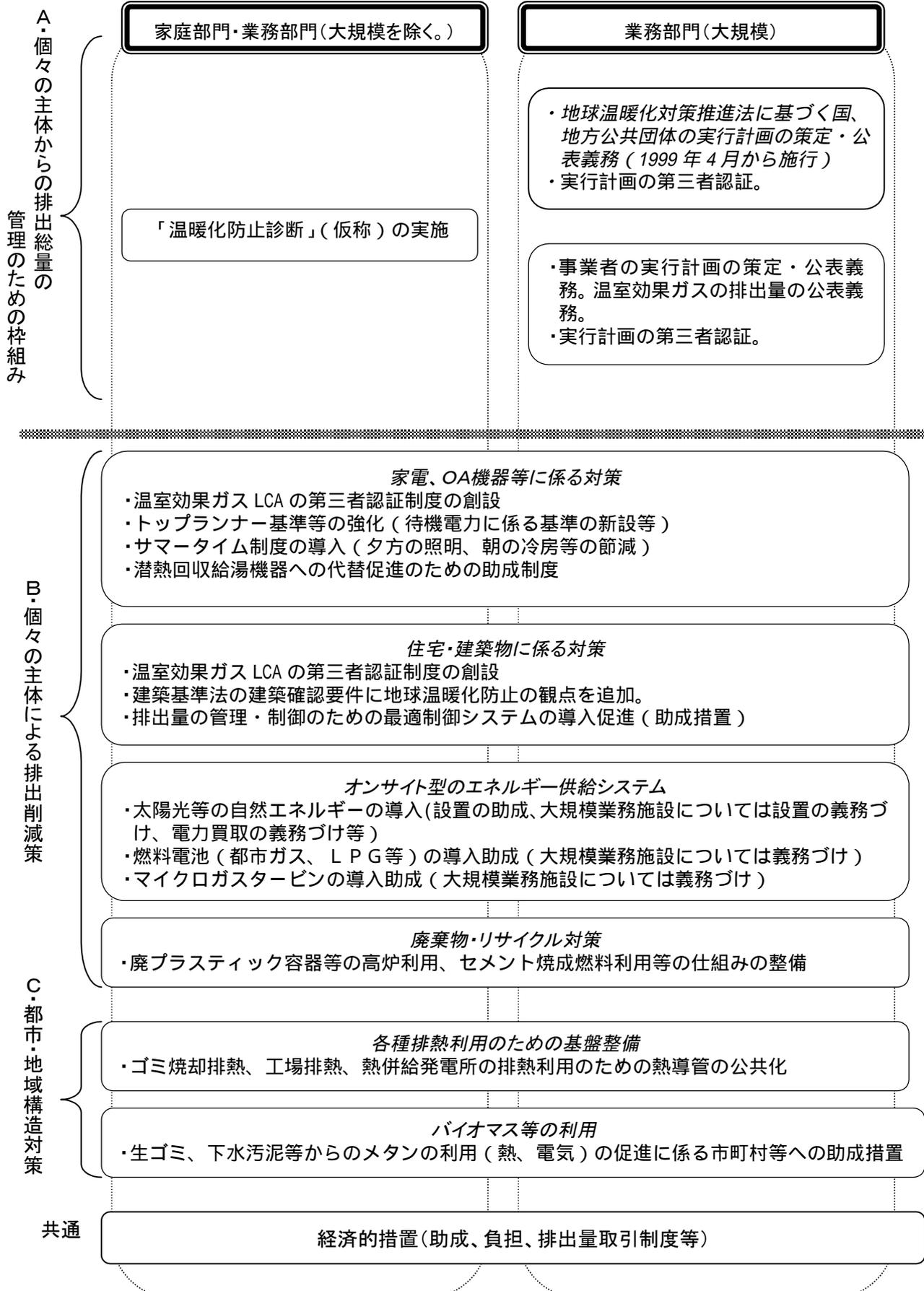


民生部門における今後の主要な追加的施策の在り方について(叩き台)



1 . 個々の主体からの排出総量の管理のための枠組み（案）

		制度的措置
家庭部門・業務部門（小規模） 各家庭及び小規模事業者（薬局、八百屋、床屋等）からの排出量（自動車、廃棄物などからの排出を含む。）の管理		「温暖化防止診断」（仮称）の実施（3年に1回程度市町村が専門家を派遣して助言する。）
業務部門（大規模）	公共部門（政府・自治体の庁舎・事務所、公立学校、公立病院等）からの排出量（自動車、廃棄物などからの排出を含む）の管理	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、1999年4月から国、都道府県及び市町村について実行計画策定・公表義務。温室効果ガスの総排出量の公表義務（1999年4月から施行）。 実行計画の第三者認証
	民間部門（事務所・オフィス、百貨店、小売店、チェーンストア、レストラン・飲食店、私立学校、私立病院等）からの排出量（自動車、廃棄物などからの排出を含む。）の管理	実行計画策定・公表を義務付け。温室効果ガスの総排出量の公表義務。 実行計画の第三者認証

2. 個々の主体による排出削減策

	対策メニュー	制度的措置
家電・OA機器等の利用	製品購入の際の配慮	温室効果ガスLCA(ライフ・サイクル・アセスメント)の第三者認証制度、データの開示等
	製品のエネルギー効率の向上	トップランナー基準の強化・拡充
	潜熱回収給湯器等への代替促進	助成措置
	サマータイム(夕方の照明、朝の冷房等の節減)	サマータイム制の導入
住宅・建築物	住宅・建築物の購入の際の配慮	温室効果ガスLCA(ライフ・サイクル・アセスメント)の第三者認証制度、データの開示等
	住宅・建築物の構造上の排出削減	(新築) 建築基準法の建築確認要件に温暖化防止の観点を追加
		(既築) 断熱工事への助成措置の拡充 温暖化防止型住宅への助成 屋上・壁面緑化への助成措置の拡充
	排出量の管理・制御の促進	最適制御システムの導入・助成措置

オンサイト型のエネルギー供給システム	自然エネルギー等の導入	設置の助成、大規模業務施設については設置の義務づけ、買い取りの義務づけなど。
	燃料電池（都市ガス、LPG等）の導入	助成措置（大規模業務施設については義務付け）
	マイクロガスタービンの導入	助成措置（大規模業務施設については義務付け）
	木質系バイオマスの熱利用	助成の拡充強化
廃棄物・リサイクル	廃棄物の排出抑制	廃プラスチック容器等の高炉利用、セメント焼成燃料利用等の仕組みの整備

3. 都市・地域構造対策

	対策メニュー	制度的措置
各種排熱の地域利用	ゴミ焼却排熱、工場排熱等の利用	熱導管の公共化
	熱供給発電所の設置、排熱利用	熱導管の公共化
バイオマス等の利用	生ごみ、下水汚泥等からのメタンの利用（熱・電気）の促進	市町村等への助成措置

4. 各分野共通

経済的措置（助成、負担、排出量取引制度等）

(参考) 地球温暖化対策推進大綱に基づく現行施策の全体像

A・個々の主体からの排出
総量の管理のための枠組み

民生部門における 2010 年の目標削減量: 約1億t-CO₂

家庭部門

業務部門

地球温暖化対策推進法に基づく国、地方公共団体の実行計画

地球温暖化対策推進法に基づく事業者の実行計画(努力義務)

B・個々の主体による排出削減策

省エネルギー基準等の強化: 目標削減量: 7333 万 t-CO₂

- ・家電・OA 機器等のエネルギー効率について 8%~30%程度の上昇【目標削減量: 3557 万 t】
- ・住宅の冷暖房用エネルギー消費量の約 20%削減【目標削減量: 1027 万 t】
- ・建築物のエネルギー消費量の約 10%削減【目標削減量: 2750 万 t】

事業場におけるエネルギー使用合理化の徹底:(第二種エネルギー管理指定工場)

新たな省エネ型技術の開発・普及の推進: 目標削減量: 880 万 t-CO₂
・高効率照明、液晶等

夏時間(サマータイム)の導入についての国民的議論の展開

環境やエネルギーに関する教育・学習の充実

広報の強化

情報提供の推進

国民参加型の普及啓発の充実: 目標削減量: 1833 万 t-CO₂
・夏は 28 度以上、冬は 20 度以下の温度設定等

政府の率先実行

C・都市・地域構造対策

二酸化炭素排出の少ない都市・地域構造の形成:

- ・環境と共生する都市・地域構造の形成
- ・緑地の保全及び緑化の推進、都市内の水面の確保
- ・雨水の地下浸透の推進
- ・下水処理水や河川水の熱利用等による未利用エネルギーの活用等の推進
- ・自然エネルギー、未利用エネルギーのネットワーク化による有効利用